

グリーンイノベーション基金事業費助成金交付規程 新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="297 296 943 327">グリーンイノベーション基金事業費助成金交付規程</p> <p data-bbox="853 359 1068 387">2021年5月24日</p> <p data-bbox="810 419 1068 448">2021年度規程第8号</p> <p data-bbox="456 480 1068 509"><u>一部改正 2025年2月18日 2024年度規程第55号</u></p> <p data-bbox="168 603 459 632">第1条～第8条 (略)</p> <p data-bbox="168 724 472 753">(交付に当たっての条件)</p> <p data-bbox="168 785 1120 877">第9条 機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。</p> <p data-bbox="197 908 378 936">一～十三 (略)</p> <p data-bbox="197 968 1120 1303">十四 助成事業者は、第19条第1項の規定により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。ただし、第18条第1項第<u>十</u>号及び第<u>十一</u>号の規定による場合はこの限りでない。</p> <p data-bbox="197 1335 434 1364">十五～三十三 (略)</p>	<p data-bbox="1270 296 1915 327">グリーンイノベーション基金事業費助成金交付規程</p> <p data-bbox="1830 359 2045 387">2021年5月24日</p> <p data-bbox="1787 419 2045 448">2021年度規程第8号</p> <p data-bbox="1133 603 1424 632">第1条～第8条 (略)</p> <p data-bbox="1133 724 1438 753">(交付に当たっての条件)</p> <p data-bbox="1133 785 2085 877">第9条 機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。</p> <p data-bbox="1162 908 1344 936">一～十三 (略)</p> <p data-bbox="1162 968 2085 1303">十四 助成事業者は、第19条第1項の規定により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。ただし、第18条第1項第<u>九</u>号及び第<u>十</u>号の規定による場合はこの限りでない。</p> <p data-bbox="1162 1335 1400 1364">十五～三十三 (略)</p>

三十四 助成事業者は、機構が助成事業に関して知り得た一切の情報について、必要に応じて経済産業省及び研究開発・社会実装計画を作成する担当省庁 (以下、単に「担当省庁」という。) に対して提供することに同意すること。

三十五～三十六 (略)

三十七 助成事業者は、第 32 条第 5 項の規定により機構から指示があった場合は、その指示に従うこと。

2 (略)

第 10 条～第 17 条 (略)

(交付決定の取消)

第 18 条 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 8 条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一～八 (略)

九 助成事業者が、第 32 条第 3 項の規定により提出した事業戦略ビジョンに虚偽の記載をした場合において、当該違反内容に重大性又は緊急性等があるものと担当省庁が判断したとき。

十 (略)

十一 (略)

2 前項第一号から第九号に掲げるものについては、第 13 条の規定に基づく

三十四 助成事業者は、機構が助成事業に関して知り得た一切の情報について、必要に応じて経済産業省及び研究開発・社会実装計画を作成する担当省庁に対して提供することに同意すること。

三十五～三十六 (略)

(新設)

2 (略)

第 10 条～第 17 条 (略)

(交付決定の取消)

第 18 条 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 8 条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一～八 (略)

(新設)

九 (略)

十 (略)

2 前項第一号から第八号に掲げるものについては、第 13 条の規定に基づく

く助成金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 (略)

第 19 条～第 31 条 (略)

(技術移転防止に係る事前相談)

第 32 条 助成事業者は、基本方針に基づき、助成事業者又はそのグループ会社が、次項に定める他者（助成事業者の子会社を含む。以下同じ。）又は他国に対する行為を行うに当たって、次に掲げる事項に該当する場合は、当該行為を実施する 40 日前までに担当省庁に事前に相談しなければならない。

一 コア重要技術等（基本方針に基づく技術をいう。以下同じ。）の強制的な技術移転のおそれがあること又は次のイ若しくはロに掲げる他者の属性によりコア重要技術等の流出のおそれがあることを助成事業者が知った場合

イ 過去五年間において、国際連合の決議その他国際的な基準に違反した実績がある者

ロ 外国政府等による影響を受けて事業を行う者

二 前号に掲げるおそれがあるとして担当省庁から事前相談をすべき旨の連絡を受けた場合

2 他者又は他国に対する行為は、次の各号に掲げるいずれかの行為とす

助成金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 (略)

第 19 条～第 31 条 (略)

(新設)

る。

一 他者に対し、コア重要技術等に係る知的財産権を移転する、研究開発・社会実装計画の対象とする取組に係る事業を譲渡する等、コア重要技術等そのものを移転する

二 他者に対し、コア重要技術等を提供する

三 他者と、コア重要技術等に関する共同研究開発を行う

四 他国において、コア重要技術等に係る研究開発を行う

五 他国において、コア重要技術等を用いた製品等を生産する拠点を建設し、又は既存の生産拠点における設備投資を行い、結果として当該生産拠点における当該製品等の製造能力が10%を超える割合で増強する（ただし、当該生産拠点で生産する当該製品等の85%以上が当該他国で消費される場合を除く。）

3 助成事業者は、第1項に規定する相談の要否について確認した結果等について、交付申請書に添付する事業戦略ビジョン（変更した場合はその変更したもの）に記載した上で、機構が別途指定する期間内に機構に提出しなければならない。

4 機構は、前項の事業戦略ビジョンの提出があったときは、当該事業戦略ビジョンを担当省庁に提供できるものとする。

5 機構は、第3項の規定により提出された事業戦略ビジョンに不当であると認める事項又は虚偽の記載があった場合、担当省庁と協議の上、助成事業者に対し、その是正のために必要な指示を行うことができる。

(適用の除外)

第 33 条 (略)

(その他必要な事項)

第 34 条 (略)

附 則 (2025 年 2 月 18 日 2024 年度規程第 55 号)

1. この規程は、2025 年 2 月 18 日から実施する。
2. ただし、第 9 条第 1 項第三十七号及び第 18 条第 1 項第九号の改正規定は、2025 年 4 月 1 日以降、新たな交付決定及び基本方針に基づくステージゲートを通過したことに伴う変更交付決定を行う事業について適用する。

別記 1～別記 2 (略)

様式第 1 (略)

(適用の除外)

第 32 条 (略)

(その他必要な事項)

第 33 条 (略)

別記 1～別記 2 (略)

様式第 1 (略)

(様式第2)

番 号
年 月 日

申請者の名称及び
代表者氏名 あて

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 名

交付決定通知書

年 月 日付で申請がありましたグリーンイノベーション基金事業費助成金については、下記のとおり交付することに決定したので、助成金の交付規程に基づき通知します。

記

- 1 助成金の対象となる事業及び内容
年 月 日付第 号をもって申請があったとおりとする。
- 2 助成事業の名称
(大項目)
(中項目)
(小項目)
- 3 助成事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 交付決定額

助成事業に要する費用の額	金	円
助成対象費用の額	金	円
助成金の額	金	円
補助率		

なお、各年度の助成金の限度額は次のとおりとする。

	助成事業に要する 費用 (円)	助成対象費用 (円)	助成金 (円)
年度			
年度			
年度			

ただし、助成事業の内容が変更された場合において、助成事業に要する費用の額、助成対象費用の額又は助成金の額に変更が生じたときは、別に通知するところによるものとする。

(様式第2)

番 号
年 月 日

申請者の名称及び
代表者氏名 あて

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 名

交付決定通知書

年 月 日付で申請がありましたグリーンイノベーション基金事業費助成金については、下記のとおり交付することに決定したので、助成金の交付規程に基づき通知します。

記

- 1 助成金の対象となる事業及び内容
年 月 日付第 号をもって申請があったとおりとする。
- 2 助成事業の名称
(大項目)
(中項目)
(小項目)
- 3 助成事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 交付決定額

助成事業に要する費用の額	金	円
助成対象費用の額	金	円
助成金の額	金	円
補助率		

なお、各年度の助成金の限度額は次のとおりとする。

	助成事業に要する 費用 (円)	助成対象費用 (円)	助成金 (円)
年度			
年度			
年度			

ただし、助成事業の内容が変更された場合において、助成事業に要する費用の額、助成対象費用の額又は助成金の額に変更が生じたときは、別に通知するところによるものとする。

5 助成事業に要する費用の額及び助成対象費用の額の配分並びに助成金の額は、別表のとおりとする。

6 助成金の額の確定は、年度毎に、交付決定された助成金の額と、実績報告書の助成対象費用（費目ごとに配分された流用後の限度額と、実支出額からその他の収入を控除した額のいずれか低い額）の合計額に補助率を乗じて得た額（機構が定額助成と定めた費用はその金額以内の実支出額）のいずれか低い額とする。

7 助成事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び当該助成金交付規程の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為（虚偽の申請・報告、他の公的助成・委託制度等との重複交付など）がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

- (1) 交付決定の取消、助成金の返還及び加算金の納付。
- (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- (3) 相当の期間助成金の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 機構の所管する契約について、一定の期間指名等の対象外とすること。
- (5) 助成事業者等の名前及び不正の内容の公表。

8 助成金に係る消費税及び地方消費税相当額については、当該助成金交付規程の規定に基づき、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとする。

9 なお、助成金を交付するに当たっての条件は、別紙のとおりとする。

(注1)

本助成事業と補助率が異なる継続の助成事業として2030年目標等に係る助成事業が計画されている場合、以下を追記すること。

10 本助成事業の継続事業として、2030年目標等に係る助成事業（以下「後継の助成事業」という。）の交付決定がなされたときは、以下のとおりとする。

- (1) 当該助成金交付規程第9条第1項第六号中「助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間」とあるのは、「後継の助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間」とする。
- (2) 当該助成金交付規程第9条第1項第二十号に規定する事業化状況報告書の提出、第24条の事業化の報告及び第25条の収益納付は、後継の助成事業に含めて行うこととし、本助成事業において第9条第1項第二十号、第24条及び第25条は適用しないものとする。

(注2)

インセンティブに係る助成事業の交付決定通知書については、「4 交付決定額のうち各年度の助成金の限度額」、5.、6.、別紙に掲げる(16)、(24)、(26)及び(36)の記載を削除する。

5 助成事業に要する費用の額及び助成対象費用の額の配分並びに助成金の額は、別表のとおりとする。

6 助成金の額の確定は、年度毎に、交付決定された助成金の額と、実績報告書の助成対象費用（費目ごとに配分された流用後の限度額と、実支出額からその他の収入を控除した額のいずれか低い額）の合計額に補助率を乗じて得た額（機構が定額助成と定めた費用はその金額以内の実支出額）のいずれか低い額とする。

7 助成事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び当該助成金交付規程の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為（虚偽の申請・報告、他の公的助成・委託制度等との重複交付など）がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

- (1) 交付決定の取消、助成金の返還及び加算金の納付。
- (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- (3) 相当の期間助成金の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 機構の所管する契約について、一定の期間指名等の対象外とすること。
- (5) 助成事業者等の名前及び不正の内容の公表。

8 助成金に係る消費税及び地方消費税相当額については、当該助成金交付規程の規定に基づき、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとする。

9 なお、助成金を交付するに当たっての条件は、別紙のとおりとする。

(注1)

本助成事業と補助率が異なる継続の助成事業として2030年目標等に係る助成事業が計画されている場合、以下を追記すること。

10 本助成事業の継続事業として、2030年目標等に係る助成事業（以下「後継の助成事業」という。）の交付決定がなされたときは、以下のとおりとする。

- (1) 当該助成金交付規程第9条第1項第六号中「助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間」とあるのは、「後継の助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間」とする。
- (2) 当該助成金交付規程第9条第1項第二十号に規定する事業化状況報告書の提出、第24条の事業化の報告及び第25条の収益納付は、後継の助成事業に含めて行うこととし、本助成事業において第9条第1項第二十号、第24条及び第25条は適用しないものとする。

(注2)

インセンティブに係る助成事業の交付決定通知書については、「4 交付決定額のうち各年度の助成金の限度額」、5.、6.、別紙に掲げる(16)、(24)、(26)及び(36)の記載を削除する。

(別表)

助成事業に要する費用、助成対象費用及び助成金の額

助成事業者の名称及び住所				
助成事業の名称				
助成金の額	金 円			
費 目	助成事業に 要する費用 (円)	助成対象費用 (円)	助成金の額 (円)	備 考
年度限度額				
I 機械装置等費				
II 労務費				
III その他経費				
IV 委託・共同研究費				
1. 委託・共同研究費				
2. 学術機関等				
年度限度額				
I 機械装置等費				
II 労務費				
III その他経費				
IV 委託・共同研究費				
1. 委託・共同研究費				
2. 学術機関等				
年度限度額				
I 機械装置等費				
II 労務費				
III その他経費				
IV 委託・共同研究費				
1. 委託・共同研究費				
2. 学術機関等				
合 計				

(別表)

助成事業に要する費用、助成対象費用及び助成金の額

助成事業者の名称及び住所				
助成事業の名称				
助成金の額	金 円			
費 目	助成事業に 要する費用 (円)	助成対象費用 (円)	助成金の額 (円)	備 考
年度限度額				
I 機械装置等費				
II 労務費				
III その他経費				
IV 委託・共同研究費				
1. 委託・共同研究費				
2. 学術機関等				
年度限度額				
I 機械装置等費				
II 労務費				
III その他経費				
IV 委託・共同研究費				
1. 委託・共同研究費				
2. 学術機関等				
年度限度額				
I 機械装置等費				
II 労務費				
III その他経費				
IV 委託・共同研究費				
1. 委託・共同研究費				
2. 学術機関等				
合 計				

(別紙)

当該助成金を交付するに当たっての条件は、次のとおりとする。

- (1) 助成事業者は、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行うべきこと。
- (2) 助成事業者は、助成事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。ただし、交付決定通知書に記載された助成対象費用の費目の配分を超えて支出する場合（費目のIVとの間の流用を除く。）、費目のIからIIIの合計（複数年度交付決定においては、費目IからIIIの年度限度額の合計）の10分の5を超えて流用するときは、届け出ること。
- (3) 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、機構の承認を受けるべきこと。
- (4) 助成事業者は、助成事業を遂行するための契約をするときは、助成事業の運営上一般の競争に付すことが著しく困難又は不適当である場合を除き、一般の競争に付すべきこと。
- (5) 助成事業者は、助成事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施してはならないこと。ただし、助成事業の一部について、第三者と委託又は共同で実施することを交付申請書に記載し、機構が認めた場合はこの限りではない。また、委託又は共同で実施する場合には実施に関する契約を締結すべきこと。
- (6) 助成事業者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後5年間、機構の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくべきこと。
- (7) 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、事故報告書を速やかに機構に提出し、その指示を受けるべきこと。
- (8) 助成事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、助成事業の実施の状況に関し、実施状況報告書を速やかに提出すべきこと。
- (9) 2030年目標等に係る助成事業を実施する者は、当該助成事業が完了するときは、完了の日の翌日から起算して61日以内（当該助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日まで）に、又は当該助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の5月31日までに、実績報告書を機構に提出すべきこと。また、インセンティブに係る助成事業を実施する者は、当該助成事業が完了するとき（第31条第8項において当該助成事業の廃止の通知を受けた場合を含む。）は、完了の日（第31条第8項において当該助成事業の廃止の通知を受けた場合は、その通知日。）までに、又は当該助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日までに、様式第4による実績報告書を機構に提出すべきこと。
- (10) 助成事業者は、機構が、助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。また、機構が必要であると認め、経済産業省の職員を立ち合せるときは、これに応ずべきこと。
- (11) 助成事業者は、機構が事実確認の必要があると認めるときは、取引先に対し、参考となるべき報

(別紙)

当該助成金を交付するに当たっての条件は、次のとおりとする。

- (1) 助成事業者は、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行うべきこと。
- (2) 助成事業者は、助成事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。ただし、交付決定通知書に記載された助成対象費用の費目の配分を超えて支出する場合（費目のIVとの間の流用を除く。）、費目のIからIIIの合計（複数年度交付決定においては、費目IからIIIの年度限度額の合計）の10分の5を超えて流用するときは、届け出ること。
- (3) 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、機構の承認を受けるべきこと。
- (4) 助成事業者は、助成事業を遂行するための契約をするときは、助成事業の運営上一般の競争に付すことが著しく困難又は不適当である場合を除き、一般の競争に付すべきこと。
- (5) 助成事業者は、助成事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施してはならないこと。ただし、助成事業の一部について、第三者と委託又は共同で実施することを交付申請書に記載し、機構が認めた場合はこの限りではない。また、委託又は共同で実施する場合には実施に関する契約を締結すべきこと。
- (6) 助成事業者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後5年間、機構の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくべきこと。
- (7) 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、事故報告書を速やかに機構に提出し、その指示を受けるべきこと。
- (8) 助成事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、助成事業の実施の状況に関し、実施状況報告書を速やかに提出すべきこと。
- (9) 2030年目標等に係る助成事業を実施する者は、当該助成事業が完了するときは、完了の日の翌日から起算して61日以内（当該助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日まで）に、又は当該助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の5月31日までに、実績報告書を機構に提出すべきこと。また、インセンティブに係る助成事業を実施する者は、当該助成事業が完了するとき（第31条第8項において当該助成事業の廃止の通知を受けた場合を含む。）は、完了の日（第31条第8項において当該助成事業の廃止の通知を受けた場合は、その通知日。）までに、又は当該助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日までに、様式第4による実績報告書を機構に提出すべきこと。
- (10) 助成事業者は、機構が、助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。また、機構が必要であると認め、経済産業省の職員を立ち合せるときは、これに応ずべきこと。
- (11) 助成事業者は、機構が事実確認の必要があると認めるときは、取引先に対し、参考となるべき報

告及び資料の提出について協力を求めるべきこと。

- (12) 助成事業者は、機構が助成事業に係る実施状況及び実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、機構の指示に従うべきこと。
- (13) 助成事業者は、機構が交付規程第 19 条第 2 項の規定により助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。
- (14) 助成事業者は、交付規程第 19 条第 1 項の規定により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。ただし、交付規程第 18 条第 1 項第十号及び第十一号の規定による場合はこの限りではない。
- (15) 助成事業者は、返還すべき助成金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。
- (16) 助成事業者は、助成事業年度及び助成事業年度の終了後 5 年間、助成事業の成果を学術誌等で発表した場合、助成事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を出願又は取得及びそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後 30 日以内に様式第 5 による届出書を機構に提出すべきこと。
- (17) 助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産若しくは成果（以下「取得財産等」という。）のうち、交付規程第 16 条第 1 項により処分（助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするをいう。）を制限されたものについては、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- (18) 助成事業者は、処分を制限された取得財産等の処分により収入が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。
- (19) 助成事業者は、助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から 20 日以内に、助成金交付申請取下げ届出書を機構に提出することにより行うべきこと。
- (20) 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降 5 年間、様式第 20 による当該助成事業に係る事業化状況報告書を機構に提出し、当該助成事業の成果に基づく収益が生じたときは、機構の請求に応じ、交付された助成金の額を上限として、その収益の一部を機構に納付すべきこと。
- (21) 助成事業者は、助成事業で得られた成果を発表又は公開する場合、事前に機構に対し別途定める方法により報告すること。また、発表又は公表する場合において、特段の理由がある場合を除き、機構の事業の結果得られたものであることを明示すること。
- (22) 助成事業者は、2030 年目標等に係る助成事業期間中に毎会計年度、基本方針に基づき、産業構造審議会のグリーンイノベーションプロジェクト部会（以下「部会」という。）の下に設置される分野別ワーキンググループ（以下「WG」という。）による取組状況の確認・評価（以下「WG による取組状況の確認等」という。）が実施されることを受け入れること。また、WG による取組状

告及び資料の提出について協力を求めるべきこと。

- (12) 助成事業者は、機構が助成事業に係る実施状況及び実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、機構の指示に従うべきこと。
- (13) 助成事業者は、機構が交付規程第 19 条第 2 項の規定により助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。
- (14) 助成事業者は、交付規程第 19 条第 1 項の規定により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。ただし、交付規程第 18 条第 1 項第九号及び第十号の規定による場合はこの限りではない。
- (15) 助成事業者は、返還すべき助成金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。
- (16) 助成事業者は、助成事業年度及び助成事業年度の終了後 5 年間、助成事業の成果を学術誌等で発表した場合、助成事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を出願又は取得及びそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後 30 日以内に様式第 5 による届出書を機構に提出すべきこと。
- (17) 助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産若しくは成果（以下「取得財産等」という。）のうち、交付規程第 16 条第 1 項により処分（助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするをいう。）を制限されたものについては、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- (18) 助成事業者は、処分を制限された取得財産等の処分により収入が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。
- (19) 助成事業者は、助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から 20 日以内に、助成金交付申請取下げ届出書を機構に提出することにより行うべきこと。
- (20) 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降 5 年間、様式第 20 による当該助成事業に係る事業化状況報告書を機構に提出し、当該助成事業の成果に基づく収益が生じたときは、機構の請求に応じ、交付された助成金の額を上限として、その収益の一部を機構に納付すべきこと。
- (21) 助成事業者は、助成事業で得られた成果を発表又は公開する場合、事前に機構に対し別途定める方法により報告すること。また、発表又は公表する場合において、特段の理由がある場合を除き、機構の事業の結果得られたものであることを明示すること。
- (22) 助成事業者は、2030 年目標等に係る助成事業期間中に毎会計年度、基本方針に基づき、産業構造審議会のグリーンイノベーションプロジェクト部会（以下「部会」という。）の下に設置される分野別ワーキンググループ（以下「WG」という。）による取組状況の確認・評価（以下「WG による取組状況の確認等」という。）が実施されることを受け入れること。また、WG による取組状

況の確認等及びその報告を受けた部会におけるプロジェクト中止の決議を踏まえて、交付規程第11条の規定にかかわらず、助成事業期間内においても、機構の判断により助成金の交付決定の内容の変更、助成事業期間の変更又は助成事業の廃止ができるものとし、これを受け入れること。

- (23) 助成事業者は、基本方針に基づき、2030年目標等に係る助成事業の完了に伴い実施する機構による社会実装計画の審査、インセンティブに係る助成事業を開始した翌会計年度以降、毎年度実施する機構によるフォローアップ評価により評価されることを受け入れること。
- (24) 助成事業年度の終了後最長6年間、追跡調査・評価、産業財産権等の取得及び利用状況並びに事業化状況調査（以下「評価・調査等」という。）に協力すること。（なお、助成事業年度の終了後6年度目の状況によっては、助成事業者の合意を得た上で、評価・調査等の期間を延長することがある。）
- (25) 助成事業者は、労務費の算定に当たっては本規程又は機構が別途定める単価を用いること。ただし、機構が別の方法を指示したときは、その指示に従うこと。
- (26) 助成事業者は、この規程に規定する様式の提出を、助成金交付申請書に定める主任研究者に委任することができること。ただし、様式第1、様式第6、様式第7（助成金の額等及び助成期間の変更に関するもの）及び様式第9を除く。
- (27) 助成事業者は、当該助成事業の成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるよう努めるとともに、不正に第三者への成果の流出があった場合には、遅滞なく機構に報告し、不正行為者に対し法的措置を講ずるなど、適切に対処すること。
- (28) 複数年度交付決定の場合、日本国政府の予算又は方針の変更等により本交付決定内容の変更を行う必要が生じたときは、助成事業者は、機構の指示に従うべきこと。
- (29) 助成事業者は、機構が提供する電子情報処理組織を用いて申請及び届出等を行う場合は、別途定めるところによるものとする。ただし、この規程に定める様式を用いて提出することを妨げない。
- (30) 助成事業者は、助成事業に従事した者が、助成事業に関して研究活動の不正行為（研究成果の中に示されたデータや研究結果等をねつ造、改ざん及び盗用する行為をいう。以下同じ。）を行った疑いがあると認められる場合は、調査を実施し、その結果を文書で機構に報告すること。（この場合、助成事業者は、経済産業省「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日制定）に基づき調査を行うこと。）
- (31) 助成事業者は、経済産業省「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」（平成20年12月3日制定）に基づき不正な使用等（研究資金の他の用途への使用又は本規程の内容若しくはこれらに付した条件に違反して使用する行為及び偽りその他不正の手段により研究資金を受給する行為。以下同じ。）の十分な抑止機能を備えた体制整備等に努めること。
- (32) 助成事業者は、交付規程第8条第2項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、機構の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継しないこと。
- (33) 交付決定を受けた助成事業の期間にかかわらず、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の5の規定に基づき、機構の中長期計画における最終年度の翌年度以降の期間に係る助成事業内容の効力は、機構の次期中長期計画が、経済産業大臣の認可を受けることを条件として生ずるものとする。
- (34) 助成事業者は、機構が助成事業に関して知り得た一切の情報について、必要に応じて経済産業

況の確認等及びその報告を受けた部会におけるプロジェクト中止の決議を踏まえて、交付規程第11条の規定にかかわらず、助成事業期間内においても、機構の判断により助成金の交付決定の内容の変更、助成事業期間の変更又は助成事業の廃止ができるものとし、これを受け入れること。

- (23) 助成事業者は、基本方針に基づき、2030年目標等に係る助成事業の完了に伴い実施する機構による社会実装計画の審査、インセンティブに係る助成事業を開始した翌会計年度以降、毎年度実施する機構によるフォローアップ評価により評価されることを受け入れること。
- (24) 助成事業年度の終了後最長6年間、追跡調査・評価、産業財産権等の取得及び利用状況並びに事業化状況調査（以下「評価・調査等」という。）に協力すること。（なお、助成事業年度の終了後6年度目の状況によっては、助成事業者の合意を得た上で、評価・調査等の期間を延長することがある。）
- (25) 助成事業者は、労務費の算定に当たっては本規程又は機構が別途定める単価を用いること。ただし、機構が別の方法を指示したときは、その指示に従うこと。
- (26) 助成事業者は、この規程に規定する様式の提出を、助成金交付申請書に定める主任研究者に委任することができること。ただし、様式第1、様式第6、様式第7（助成金の額等及び助成期間の変更に関するもの）及び様式第9を除く。
- (27) 助成事業者は、当該助成事業の成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるよう努めるとともに、不正に第三者への成果の流出があった場合には、遅滞なく機構に報告し、不正行為者に対し法的措置を講ずるなど、適切に対処すること。
- (28) 複数年度交付決定の場合、日本国政府の予算又は方針の変更等により本交付決定内容の変更を行う必要が生じたときは、助成事業者は、機構の指示に従うべきこと。
- (29) 助成事業者は、機構が提供する電子情報処理組織を用いて申請及び届出等を行う場合は、別途定めるところによるものとする。ただし、この規程に定める様式を用いて提出することを妨げない。
- (30) 助成事業者は、助成事業に従事した者が、助成事業に関して研究活動の不正行為（研究成果の中に示されたデータや研究結果等をねつ造、改ざん及び盗用する行為をいう。以下同じ。）を行った疑いがあると認められる場合は、調査を実施し、その結果を文書で機構に報告すること。（この場合、助成事業者は、経済産業省「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日制定）に基づき調査を行うこと。）
- (31) 助成事業者は、経済産業省「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」（平成20年12月3日制定）に基づき不正な使用等（研究資金の他の用途への使用又は本規程の内容若しくはこれらに付した条件に違反して使用する行為及び偽りその他不正の手段により研究資金を受給する行為。以下同じ。）の十分な抑止機能を備えた体制整備等に努めること。
- (32) 助成事業者は、交付規程第8条第2項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、機構の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継しないこと。
- (33) 交付決定を受けた助成事業の期間にかかわらず、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の5の規定に基づき、機構の中長期計画における最終年度の翌年度以降の期間に係る助成事業内容の効力は、機構の次期中長期計画が、経済産業大臣の認可を受けることを条件として生ずるものとする。
- (34) 助成事業者は、機構が助成事業に関して知り得た一切の情報について、必要に応じて経済産業

省及び研究開発・社会実装計画を作成する担当省庁 (以下、単に「担当省庁」という。) に対して提供することに同意すること。

(35) 助成事業者は、助成事業を実施した結果得られた成果を助成事業者のホームページ等を通じて国民に対して分かりやすい形で公開することで、助成事業の成果の意義や目標を情報発信し、社会全体の変革を促すメッセージを不断に発信すること。

(36) 助成事業者は、助成事業の実施に要する経費を適切に使用するために、交付規程第7条に規定する交付申請書に定められた経理責任者（以下、単に「経理責任者」という。）に交付規程別記2に掲げる誓約事項（以下「誓約事項」という。）を遵守させること。経理責任者が誓約事項に違反した場合には、助成事業者が一切の責任を負うものとする。

(37) 助成事業者は、交付規程第32条第5項の規定により機構から指示があった場合は、その指示に従うこと。

様式第3～第21（略）

省及び研究開発・社会実装計画を作成する担当省庁に対して提供することに同意すること。

(35) 助成事業者は、助成事業を実施した結果得られた成果を助成事業者のホームページ等を通じて国民に対して分かりやすい形で公開することで、助成事業の成果の意義や目標を情報発信し、社会全体の変革を促すメッセージを不断に発信すること。

(36) 助成事業者は、助成事業の実施に要する経費を適切に使用するために、交付規程第7条に規定する交付申請書に定められた経理責任者（以下、単に「経理責任者」という。）に交付規程別記2に掲げる誓約事項（以下「誓約事項」という。）を遵守させること。経理責任者が誓約事項に違反した場合には、助成事業者が一切の責任を負うものとする。

(新設)

様式第3～第21（略）